

News Letter

ニュースレターVol.14をお届けいたします。

今年で弁護士登録をしてから20年目を迎えます。

これまで皆様より多数の法律相談や顧問契約のご紹介を賜りました。20周年を迎えることができたのもひとえに皆様のご支援のおかげと感謝しております。

これを節目に、今年4月1日より法律相談については、原則としてご紹介の方に限り初回のご相談を無料でお受けすることとなりました。

引き続きご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

弁護士法人岩永・新富法律事務所
代表社員 岩永 隆之



メンタルヘルス対策について(1)

文責 弁護士 岩永 隆之

○メンタル不調者の増加

近年、精神的な疲労やうつ病、適応障害といった様々な精神疾患などの心の健康問題を抱える労働者が増えています。メンタル不調は、外傷などと違い症状の程度や状態が外見上分かりにくく、職務に耐えうるのか、休職させる必要があるのか、復職させてよいのかという判断には困難が伴います。また、再発が多いのもメンタル不調の特徴のひとつです。

このような労働者に対してどのような対応をしたらよいのかというご相談も受けることが増えています。特に、春先にはメンタル不調を訴える者も増加する傾向にあるようですので、今回から数回にわたって、メンタル不調者の問題(メンタルヘルス問題)を取り上げたいと思います。

○メンタル不調者を出さないための対策(予防)

(1) 予防施策の重要性

メンタル不調者を出さないための施策は、労働者がメンタル不調を来し、場合によっては過労死や過労自殺などの重大事案を引き起こすことを防止するという意味で重要です。

そればかりでなく、使用者にとっては、万が一、不幸な労働者が発生したと

目次:

メンタルヘルス対策に ついて(1).....	1
国際取引について.....	3
事務員コラム.....	5

しても、使用者としては行うべきことを行っていたのであるから、安全配慮義務違反とはいえないと主張して、損害賠償責任を免れる根拠ともなるという意味でも重要です。

(2) ストレスチェックの実施

50人以上の労働者がいる事業所では、ストレスチェック制度の実施が義務づけられています。労働者自身にストレスへの気づきを促して、必要に応じて医師の診断を受けるなどの対応をとらせて、職場環境の改善を図るものです。

労働者の数が50人未満の場合であっても、ストレスチェック制度の実施が努力義務になっていますので、メンタル不調者が目立つような場合には、制度を実施してみたいはいかがでしょうか。

(3) 長時間労働の是正

このたびの働き方改革の目標は、長時間労働の是正でした。長時間労働により過度なストレスが発生しメンタル不調者が増加することはよく知られています。

IT技術等の積極的導入、不要な業務の削減、労働者数の確保などにより、長時間労働を是正することは重要です。特に、月80時間を超えるような残業を行っている場合には、メンタル不調により過労死や過労自殺という重大事案を引き起こしかねませんので是正することが不可欠です。

(4) ハラスメント対策

前回のニューズレターに掲載したパワハラ対策にも関連しますが、パラハラ、セクハラなどのハラスメントも労働者に強い精神的負荷を与えます。これらの防止(研修などの啓蒙活動、相談窓口の設置など)も重要な予防方法です。

○メンタル不調者が発生した場合の対策

顔色が悪い、目の下に隈があり睡眠不足のように見える、急に痩せた(太った)、遅刻や欠勤が増えた、ケアレスミスが多くなったなどの兆候があれば、メンタル不調を疑ってみる必要があります。

・医師の診断を促す

メンタル不調も病気的一种ですから、外傷や内臓疾患などと同様に、医師の診断を受けなければはっきりしません。そこで、産業医などの専門家の意見を聞いた上で、受診を勧めることが必要です。いきなり「精神科を受診せよ」とは言いづらいと思われますので、「最近疲れているように見えるので、一度、医師に相談してみてもどうか」などと言って受診を促すのが適切でしょう。



・受診拒否の場合の対応

それでは、病識のない労働者が、受診を拒否した場合にはどのように対応すべきでしょうか。就業規則に使用者が労働者に受診を命じることができると記載されていれば、その就業規則を根拠にして、受診を命じることができます。就業規則に受診を命じることができ旨の規定がない場合であっても、使用者は労働契約上の安全配慮義務（労働者が生命、身体等の安全を確保しながら労働することができるように必要な配慮をする義務）を負っていますので、かような義務を果たすために、労働者に受診を命じることができます。京セラ事件（東京高判昭和61年11月13日）でも、裁判所は労使間における信義則ないし公平の観念に照らして合理的かつ必要な理由のある措置であるとして受診命令を肯定しています。

・受診命令にも応じない場合の対応

受診命令という業務命令に違反しているのですから、業務命令違反として懲戒処分を科すことができます。処分の程度としては、直ちに懲戒解雇まで科すのは相当性を欠くことが多いと思われます。けん責処分や減給処分程度ではないでしょうか。

傷病休職を命じることはどうでしょうか。医師の診断を受けていないのに、「傷病」があるといえるのかという問題があり、この点を判断した裁判例も見当たりませんが、言動の異常が明らかであり、かような言動を産業医にも伝えたと、産業医からも精神疾患のおそれがあるとの意見を得られたような場合には、「傷病」があるとして、傷病休職を命じることと許されると考えられます。

労働者の言動やそれに関する産業医の意見を聴取しても精神疾患の有無が不明の場合には、精神疾患がないのに勤怠不良を繰り返していると判断せざるを得ず、単なる勤怠不良として懲戒処分を行うことになるでしょう。

今回は、休職命令の可否、復職の可否などについて検討します。

以上

国際取引について

文責 弁護士 新富 崇央

1 はじめに

新型コロナウイルスの流行が始まり3年目となりますが、オミクロン株の流行もあり、未だ予断の許されない状況にあります。今年2月24日には、ロシア軍がウクライナに侵攻し、ウクライナ戦争が勃発したことで、国内では、原油や小麦、木材等の原材料の更なる高騰が予想されております。

このような国際状況において、弊所博多支店では、外国との国際取引に関するご相談が増えてきております。福岡市は、我が国の主要都市の中でも大陸と近い場所にあり、輸送に伴うコストが他主要都市に比べ割安だということもあるでしょう。そこで、今回は、国際取引すなわち、「国境を越えた物品・資金・技術の移転、役務の提供に関する取引」を規律する法規範について、その概要をご紹介します。

2 準拠法とは何か

外国にある会社と取引を行うにあたって、一番に問題となるのが、「その取引を規律する法律をどこの国の法律にするか」という問題です。これを準拠法と言います。準拠法を規律するのが国際私法と呼ばれる法分野です。我が国では、「法の適用に関する通則法」（略して「通則法」と呼ばれています）という法律がこれを規律しています。

ここで、その国際取引をどこの国の法律で規律するのが問題となっているのに、何故、我が国の法律である通則法が適用されるのか？と疑問に思われる方がいらっしゃるかと思います。その通りです。我が国の通則法のよう

な国際私法は、世界各国に存在し、その内容も様々であり統一されておられません。

したがって、我が国の国際私法たる通則法が適用されるということは、あくまで、当該紛争が、我が国の裁判所によって審理されていることを前提としているのです。なお、当該紛争がどこの国の裁判所によって裁かれるべきか？という問題は、「国際裁判管轄」と呼ばれる別の問題ですので、またの機会に解説していきたいと思えます。

例えば、外国企業と売買契約を締結したが、代金が支払われないという事案を例に挙げると、①売買代金の支払を求める提訴先を何処の裁判所にするかは国際裁判管轄の問題であり、②我が国の裁判所に提訴できるとして、どこの国の法律で審理すべきかが準拠法の問題ということです。

3 通則法の定め

通則法7条は、契約(債権関係の発生・変更・消滅に関する当事者間の合意)について、「法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による」と規定し、当事者が自由に準拠法を決定することが出来るという大原則を明らかにしています(当事者自治の原則と呼ばれます)。国際取引のご経験が無い方でも、契約書の最後に、「本契約の準拠法は日本法とする」との条項が記載されている契約書を見たことがあるかと思いますが、それはこの考え方によるものです。

では、契約時にそのような準拠法を定めていなかった場合はどうなるのでしょうか？弁護士等の専門家が国際取引に係る契約書を作成する場合に、準拠法の定めを記載しない事態は殆ど考えられませんが、企業の担当者のみで作成したり、口約束など、そもそも契約書が存在しないという事態は考えられます。

この点について、通則法8条1項「前条(通則法7条のこと)の規定による選択がないときは、法律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当時ににおいて当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による」と規定しています。この「最も密接な関係がある地の法とは、国際私法の分野では、最密接関係地法と呼ばれており、当事者の事業所所在地や、契約の交渉地・締結地、目的物の所在地や履行地等が候補に挙げられます。

もっとも、この規定のみでは、当該契約に如何なる地の法が適用されるか極めて曖昧で予見可能性に欠けます。そこで、通則法8条2項は、「法律行為において特徴的な給付を当事者の一方のみが行うものであるときは、その給付を行う当事者の常居所地を当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する」と規定し、最密接関係地法の推定規定を設けました。要するに、当該契約において、「特徴的給付」を行う側の常居所地(厳密には住所と異なりますが、住所のようなものと理解されて頂いて構いません)の法律を最密接関係地法と推定しようという規定です。

ここで「特徴的給付」とは、例えば、売買契約ならば目的物の引渡し、業務委託等の役務の提供ならば役務提供、貸金契約ならば貸金の提供等、当該契約を特徴付ける給付を指します。

契約書の存在しない国際売買契約を例に挙げると、通則法7条の当事者の合意が存在しないため通則法8条1項の問題となり、同条2項により目的物を引き渡す側の会社が所在する国の法律が最密接関係地法と推定され、売主の事業所が存在する地の法律が適用されるという流れになります。

4 如何なる国の法律を準拠法として指定すべきか

では、外国との取引を開始するにあたって、如何なる国の法律を準拠法とすべきでしょうか。これは、言うまでもなく、日本企業としては、日本法が理想と言えるでしょう。国内で取引を行ってきた日本企業からすれば、日本法の理念やその適用・効果に精通しており、予測可能性があり、我が国の国際裁判管轄が認められた場合に、我が国の裁判所にとっても、法の解釈、適用に慣れていることから、より公平且つ適正に審理して貰うことが期待出来るからです。

以上

事務員コラム

こんにちは、長崎本店事務員の川本です。

今回は物語を読むことが大好きな私おすすめのマンガをご紹介します。

羽海野チカ作「3月のライオン」(既刊16巻、ヤングアニマルにて連載中)

今、藤井聡太五冠で話題の将棋界を描いたマンガです。2017年には神木隆之介さん主演で映画化もされた作品です。

主人公(桐山零)は15歳でプロ棋士となりましたが、周囲に溶け込めず私生活でも将棋でも不調が続いていました。そんな中ひよんなことから出会った人々との温かい暮らしを、かわいらしいタッチの絵で濃密に描いています。

登場人物の葛藤や優しさといった様々な感情がぎゅっと詰め込まれていて、彼らの感情に自分の感情がリンクするような感覚を味わえます。また作中に多々登場するご飯やおやつも魅力の一つです。中でも15巻に登場する練乳たっぷりのポテトサラダは明らかに健康に悪そうで、でもそこがとてもおいしそうで、いつか自分で作ってみたいと思っています。

以上、事務員川本のおすすめマンガでした。素敵なおマンガをいつでも探しているので、おすすめがあればぜひ教えてください！



弁護士法人岩永・新富法律事務所

長崎本店 〒850-0055 長崎市中町5番23号 大久保中町第二ビル2階

博多支店 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11第13泰平ビル6階601-1号室

電話、FAX、メールにてご相談を承っております。

何かございましたら、お気軽にお問い合わせください。

無料法律相談のお電話はこちら
長崎本店 095-829-2120
博多支店 092-292-3693

FAXの方はこちら
長崎本店 095-829-2121
博多支店 092-292-3694

メールの方はこちら
長崎本店 iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp
博多支店 iwanaga-sintomi@arrow.ocn.ne.jp